

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	その 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3		38,040	15,170 (3.30)			145	53,355	8,039	61,394	
	議 員	38	353,426		140,919 (3.30)				494,345	54,640	548,985	
	その他の 特別職	52	42,950	16,800	6,700			109	66,559	4,502	71,061	
	計	93	396,376	54,840	162,789			254	614,259	67,181	681,440	
前年度	長 等	3		38,040	14,939 (3.25)			60	53,039	8,061	61,100	
	議 員	38	353,426		138,784 (3.25)				492,210	56,783	548,993	
	その他の 特別職	52	43,830	16,800	6,598			109	67,337	4,496	71,833	
	計	93	397,256	54,840	160,321			169	612,586	69,340	681,926	
比 較	長 等				231			85	316	△ 22	294	
	議 員				2,135				2,135	△ 2,143	△ 8	
	その他の 特別職		△ 880		102				△ 778	6	△ 772	
	計		△ 880		2,468			85	1,673	△ 2,159	△ 486	

2 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(154) 12,682		53,862,753	43,218,531	97,081,284	18,529,559	115,610,843	
前 年 度	(137) 12,749		54,456,984	43,479,715	97,936,699	18,487,589	116,424,288	
比 較	(17) △67		△ 594,231	△ 261,184	△ 855,415	41,970	△ 813,445	

() 内は、短時間勤務職員 (外数)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	へ き 地 当 手	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	1,466,893	2,033,034	596,737	63,283	940,590	58,608	716,473	1,692	43,127	2,237,076	296,584	15,735
前年度	1,528,944	2,059,099	586,885	58,970	1,113,880	60,232	644,044	1,246	47,124	2,251,419	296,431	15,943
比 較	△ 62,051	△ 26,065	9,852	4,313	△ 173,290	△ 1,624	72,429	446	△ 3,997	△ 14,343	153	△ 208
区 分	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当 手	義 務 教 育 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当	私 服 代 料
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	20,515	3,149	1,021,539	12,786,596	8,947,761	86,852	476,506	33,435	96,122	8,395	11,251,504	16,325
前年度	20,510	3,119	1,030,518	12,986,207	8,574,924	88,379	482,789	33,881	97,568	8,340	11,473,251	16,012
比 較	5	30	△ 8,979	△ 199,611	372,837	△ 1,527	△ 6,283	△ 446	△ 1,446	55	△ 221,747	313

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 594,231	給与改定に伴う 増 減 分	58,797		給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.20 %
		昇給に伴う 増 加 分	423,924		
		その他の増減分	△ 1,076,952	人 員 減 分 △ 403,092 新陳代謝等分 △ 673,860	
職員手当	△ 261,184	制度改正に伴う 増 減 分	509,859	扶 養 手 当 △ 2,592 初任給調整手当 62 勤 勉 手 当 512,389	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養手当 <ul style="list-style-type: none"> 子 改定前 改定後 子 9,000円 10,000円 配偶者 13,000円 10,000円 配偶者がいない場合の 1人目の父母等 11,000円 9,000円 配偶者がいない場合の 1人目の子 11,000円 10,000円 ○ 初任給調整手当(医師) 改定前 改定後 最高支給限度額 413,800円 414,300円 ○ 勤勉手当 改定前 改定後 6月支給分 0.85月 0.90月 12月支給分 0.85月 0.90月
				その他の増減分	△ 771,043

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
平成30年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	340,961	445,095	291,810	331,176	358,737	284,249	359,241	359,212	424,550	318,015	355,693
	平均給与 月 額 (円)	414,983	915,351	326,051	383,869	417,240	368,569	431,417	418,703	460,865	430,773	410,276
	平均年齢 (歳)	43.71	48.89	41.03	41.29	43.17	35.03	44.19	44.87	48.75	37.47	51.88
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
平成29年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	341,427	459,485	291,477	330,037	359,769	275,635	357,460	361,979	420,400	318,965	353,122
	平均給与 月 額 (円)	415,626	913,512	329,938	382,532	420,274	360,810	431,826	423,063	457,644	431,200	407,179
	平均年齢 (歳)	43.67	45.86	40.59	40.83	43.06	34.34	43.78	45.20	47.00	37.92	51.44

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)
高 校 卒	151,500									180,000	154,000
大 学 卒	185,800	271,200	191,700	214,900	202,400	191,400	207,500	207,500	219,800	212,500	
区 分	国 の 制 度										
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)			教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	147,100		147,500							169,500	144,500
大 学 卒	179,200	246,400	185,400	209,200	195,100	184,800			212,900	208,000	

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 30年 1月 1日 現在	1 級	() 298	() 8.5	() 1	() 5.6	() 9	() 13.6	()	()	()	()	() 6	() 10.0	() 116	() 5.2	() 2	() 0.1	()	()	() 305	() 18.3	()	()
	2 級	() 429	() 12.2	() 4	() 22.2	() 10	() 15.2	() 5	() 9.6	(2) 56	(100.0) 28.0	() 35	() 58.3	(4) 1,999	(100.0) 89.7	(55) 4,126	(100.0) 87.8	() 1	() 12.5	() 290	() 17.4	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.6						
	3 級	(88) 470	(100.0) 13.4	() 11	() 61.1	() 17	() 25.8	() 8	() 15.4	() 105	() 52.5	(2) 4	(100.0) 6.7	() 71	() 3.2	() 289	() 6.2	() 5	() 62.5	() 356	() 21.4	(3) 6	(100.0) 6.5
	4 級	() 765	() 21.8	() 2	() 11.1	() 7	() 10.6	() 9	() 17.3	() 39	() 19.5	() 11	() 18.3	() 39	() 1.7	() 251	() 5.3	() 2	() 25.0	() 368	() 22.1	() 87	() 93.5
	5 級	() 431	() 12.2			() 22	() 33.3	() 26	() 50.0	()	()	() 4	() 6.7					()	()	() 236	() 14.2		
	6 級	() 967	() 27.5			() 1	() 1.5	() 4	() 7.7			()	()							() 33	() 2.0		
	7 級	() 87	() 2.5			()	()	()	()											() 51	() 3.0		
	8 級	() 51	() 1.4																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 16	() 0.5																	() 11	() 0.7		
	計	(88) 3,514	(100.0) 100.0	() 18	() 100.0	() 66	() 100.0	() 52	() 100.0	(2) 200	(100.0) 100.0	(2) 60	(100.0) 100.0	(4) 2,230	(100.0) 100.0	(55) 4,698	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,665	() 100.0	(3) 93	(100.0) 100.0

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 29年 1月 1日 現在	1 級	() 297	() 8.4	() 4	() 19.0	() 15	() 18.7	()	()	()	()	() 7	() 11.9	() 123	() 5.5	()	()	()	()	() 298	() 17.9	()	()
	2 級	() 425	() 12.0	() 3	() 14.3	() 10	() 12.5	() 6	() 11.1	() 56	() 27.7	() 34	() 57.6	(3) 2,032	(100.0) 89.6	(52) 4,159	(100.0) 87.8	()	()	() 300	() 18.0	()	()
	特 2 級													() 3	() 0.1	() 30	() 0.6						
	3 級	(82) 470	(100.0) 13.3	() 11	() 52.4	() 17	() 21.2	() 8	() 14.8	() 107	() 53.0	() 6	() 10.2	() 71	() 3.1	() 295	() 6.2	() 5	() 71.4	() 330	() 19.8	() 9	() 8.9
	4 級	() 803	() 22.7	() 3	() 14.3	() 13	() 16.3	() 9	() 16.7	() 39	() 19.3	() 10	() 16.9	() 39	() 1.7	() 254	() 5.4	() 2	() 28.6	() 379	() 22.8	() 92	() 91.1
	5 級	() 453	() 12.8			() 24	() 30.0	() 26	() 48.1	()	()	() 2	() 3.4					()	()	() 244	() 14.7		
	6 級	() 928	() 26.2			() 1	() 1.3	() 5	() 9.3			()	()							() 37	() 2.2		
	7 級	() 85	() 2.4			()	()	()	()											() 52	() 3.1		
	8 級	() 59	() 1.7																	() 14	() 0.8		
	9 級	() 16	() 0.5																	() 11	() 0.7		
計	(82) 3,536	(100.0) 100.0	() 21	() 100.0	() 80	() 100.0	() 54	() 100.0	() 202	() 100.0	() 59	() 100.0	(3) 2,268	(100.0) 100.0	(52) 4,738	(100.0) 100.0	() 7	() 100.0	() 1,665	() 100.0	() 101	() 100.0	

()内は、短時間勤務職員(外数)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	職務の級	標 準 的 な 職 務
一 般 行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,836	3,514	4,698	2,230	1,665	93	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,440	2,957	3,354	1,603	1,449	77	
	号給数別内訳	1号給 (人)	462	94	279	68	21	
		2号給 (人)	114	68	5	10	28	3
		3号給 (人)	427	112	195	40	80	
		4号給 (人)	5,943	2,018	1,931	1,002	935	57
		5号給 (人)	1,916	474	944	483	2	13
		6号給 (人)	461	159			298	4
		7号給 (人)	1				1	
	8号給 (人)	116	32			84		
比 率 (B) / (A) (%)	73.5	84.1	71.4	71.9	87.0	82.8		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,886	3,536	4,738	2,268	1,665	101	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,719	2,982	3,559	1,648	1,446	84	
	号給数別内訳	1号給 (人)	658	82	478	67	31	
		2号給 (人)	177	72	32	20	52	1
		3号給 (人)	396	119	137	48	92	
		4号給 (人)	6,197	1,972	2,175	1,025	958	67
		5号給 (人)	1,787	545	737	488	2	15
		6号給 (人)	396	159			236	1
		7号給 (人)	1	1				
	8号給 (人)	107	32			75		
比 率 (B) / (A) (%)	75.4	84.3	75.1	72.7	86.8	83.2		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.300) 4.400	有	
前 年 度	(1.050) 2.075	(1.200) 2.225	(2.250) 4.300	有	
国 の 制 度	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.300) 4.400	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	大 阪 市	八 王 子 市	仙 台 市、静 岡 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	3.5	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,786	23	4	1	4	18
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	1.0	0.2	0.9	1.6	2.6	0.7
支給対象職員の比率(%) (30年1月1日現在)	33.9	10.7	33.7	42.5	78.1	33.3
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる			国	本 県		
		交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 3,000円
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離 区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する 四輪車の最低の手当額を適用 (例) 片道5km以上10km未満の手当額 = 四輪車の片道5kmの手当額	・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離 区分に応じ、次の算定方法により算出 (例) 片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額) = 1kmに要する費用×通勤回数×2
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
			最高支給限度額	55,000円			
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

継続費についての平成28年度末までの支出額、平成29年度末までの支出額
及び平成30年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					平成28 年度末 までの 支出額	平成29 年度末 までの 支出額	平成30 年 度 支 出 予定額	平成30 年度末 までの 支 出 予定額	平成31 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源									一般 財源
					国庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費	1 総管理費	南都留合同庁舎 移転整備事業費	平成 29年度	11,664			10,000	1,664		11,664		11,664	1	
			平成 30年度	1,263,710		54,000	679,216	530,494		1,263,710	1,263,710		94	
			平成 31年度	66,060			62,002	4,058				66,060		
			計	1,341,434		54,000	751,218	536,216		11,664	1,263,710	1,275,374	66,060	95
3 民生費	2 児童福祉費	子どもの心の ケア総合拠点 整備費	平成 30年度	425,325	51,324	303,000		71,001		425,325	425,325		19	
			平成 31年度	1,815,914	221,648	1,282,000		312,266				1,815,914		
			計	2,241,239	272,972	1,585,000		383,267		425,325	425,325	1,815,914	19	
9 警察費	1 警察管理費	富士吉田警察署 建設事業費	平成 29年度	459,292	115,836	309,000		34,456		64,757	394,535	459,292	25	
			平成 30年度	1,377,875	352,044	923,000		102,831		1,377,875	1,377,875		75	

			計	1,837,167	467,880	1,232,000		137,287		64,757	1,772,410	1,837,167		100		
10 教育費	4 高等学校費	峡南地域 単位制・総合制 高校建設事業費	平成 30年度	328,974	9,299	233,000		86,675			328,974	328,974		7		
			平成 31年度	3,373,177	186,584	2,375,000		811,593					3,373,177			
			平成 32年度	258,587		192,000		66,587						258,587		
			平成 33年度	814,861		591,000		223,861						814,861		
			平成 34年度	148,373		111,000		37,373						148,373		
			計	4,923,972	195,883	3,502,000		1,226,089				328,974	328,974	4,594,998		7
		甲府工業高等 学校専攻科棟 建設事業費	平成 30年度	23,822	671	14,000		9,151			23,822	23,822			3	
			平成 31年度	736,952	66,427	522,000		148,525					736,952			
			平成 32年度	5,226		3,000		2,226						5,226		
			計	766,000	67,098	539,000		159,902				23,822	23,822	742,178		3
	5 特別支援 学校費	児童心理治療 施設附属支援 学校建設事業費	平成 30年度	128,390	33,391	82,000		12,999			128,390	128,390			22	
			平成 31年度	455,152	118,384	291,000		45,768						455,152		

			計	583,542	151,775	373,000		58,767			128,390	128,390	455,152	22
		やまびこ 支援学 建設事業 費	平成 30年度	119,669	17,095	74,000		28,574			119,669	119,669		5
			平成 31年度	2,181,615	334,695	1,459,000		387,920					2,181,615	
			平成 32年度	25,969		19,000		6,969					25,969	
			計	2,327,253	351,790	1,552,000		423,463			119,669	119,669	2,207,584	5

債務負担行為で平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの支出額の見込み及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	平成29年度末までの支出(見込)額		平成30年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
平成21年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成20年度公共事業用地の先行取得について山梨県土地開発公社と契約を締結	債務保証については 9,800,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については 1,000,000千円以内	平成21年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成31年度まで	債務保証については 9,800,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については 1,000,000千円以内	県 費
同 上 (平成22年度)	債務保証については 10,200,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については 1,000,000千円以内	平成22年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成32年度まで	債務保証については 10,200,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については 1,000,000千円以内	県 費

平成24年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	8,795,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成24年度から平成29年度まで		平成30年度から平成34年度まで	8,795,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
同 上 （平成30年度）	7,150,446 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			平成30年度から平成31年度まで	7,150,446 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
山梨市の山梨市駅バリアフリー化設備整備事業に対し助成	15,000			平成30年度から平成31年度まで	15,000	県 費	15,000
人事関連システム構築について委託契約を締結	163,080			平成 31 年度	163,080	県 費	163,080
新税務システムの調達支援及び開発工程管理支援について委託契約を締結	26,630	平成 29 年度中	9,015	平成30年度から平成31年度まで	17,117	県 費	17,117
新税務システム構築について委託契約を締結	922,598	平成 29 年度中	228,385	平成30年度から平成31年度まで	581,477	県 費	581,477
新税務システムへのデータ移行について委託契約を締結	26,224			平成30年度から平成31年度まで	26,224	県 費	26,224
県税に係る納税通知書等の印刷について請負契約を締結	18,559			平成 31 年度	18,559	県 費	18,559
自動車保有関係手続きに係るワンストップサービスシステムの整備について委託契約を締結	13,749			平成 31 年度	13,749	県 費	13,749

県税収納手続きに係るマルチペイメントネットワークシステムの導入について委託契約を締結	5,400			平成 31 年度	5,400	県 費	5,400
新税務システム機器等の設定について委託契約を締結	71,149			平成 31 年度	71,149	県 費	71,149
新税務システム機器等の賃借について契約を締結	84,357			平成31年度から平成36年度まで	84,357	県 費	84,357
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結	9,591			平成 31 年度	9,591	諸収入 県 費	500 9,091
防災新館整備等事業（P F I 事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から平成29年度まで	7,517,417	平成30年度から平成39年度まで	5,252,313,989円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県 費	
防災新館整備等事業（P F I 事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から平成29年度まで	32,494	平成30年度から平成39年度まで	81,646	県 費	81,646
総合的行政文書管理システムの改修について委託契約を締結	43,752			平成 31 年度	43,752	県 費	43,752
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結	134,534	平成 29 年度中		平成30年度から平成34年度まで	134,534	県 費	134,534
人事給与福利厚生システムの改修について委託契約を締結	30,359			平成 31 年度	30,359	県 費	30,359
青い鳥福祉センター（山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和51年山梨県条例第2号）第4条第1号から第3号までに規定する業務を行う施設に限る。）の管理について協定を締結	839,770	平成28年度から平成29年度まで	294,278	平成30年度から平成32年度まで	506,227	負担金 県 費	449,593 56,634

平成28年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	315,000	平成 29 年度中	51,240	平成30年度から平成33年度まで	179,400	県 費	179,400
同 上 (平成29年度)	315,000			平成30年度から平成34年度まで	315,000	県 費	315,000
同 上 (平成30年度)	315,000			平成31年度から平成35年度まで	315,000	県 費	315,000
平成28年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	23,100	平成 29 年度中	3,600	平成30年度から平成31年度まで	900	県 費	900
同 上 (平成29年度)	23,100			平成30年度から平成32年度まで	23,100	県 費	23,100
同 上 (平成30年度)	23,100			平成31年度から平成33年度まで	23,100	県 費	23,100
平成28年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	平成 29 年度中	39,120	平成30年度から平成31年度まで	48,072	県 費	48,072
同 上 (平成29年度)	120,564			平成30年度から平成32年度まで	120,564	県 費	120,564
同 上 (平成30年度)	120,564			平成31年度から平成33年度まで	120,564	県 費	120,564
平成30年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	508,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			平成30年度から平成31年度まで	508,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県 費	
国庫補助障害防止対策治山事業について請負契約を締結	106,669			平成 31 年度	106,669	国庫支出金	106,669

<p>山梨県信用保証協会が、平成15年度に債務保証する経営支援緊急融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が経営支援緊急融資として総額 32,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の75%以内</p>	<p>平成22年度から平成29年度まで</p>		<p>平成30年度から平成32年度まで</p>	<p>金融機関が経営支援緊急融資として総額 32,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の75%以内</p>	<p>県 費</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成16年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 10,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済</p>	<p>平成22年度から平成29年度まで</p>		<p>平成30年度から平成33年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 10,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済</p>	<p>県 費</p>

	<p>変動対策融資として総額 2,300,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動</p>				<p>変動対策融資として総額 2,300,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成17年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額7,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,600,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融	平成22年度から平成29年度まで		平成30年度から平成34年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額7,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,600,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融	県費

	<p>資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資</p>				<p>資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成18年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必	平成22年度から平成29年度まで		平成30年度から平成35年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必	県 費

	<p>要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資</p>				<p>要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要	平成22年度から平成29年度まで		平成30年度から平成36年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要	県 費

	<p>な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあつては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営</p>				<p>な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあつては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポー</p>	<p>平成22年度から平成29年度まで</p>		<p>平成30年度から平成37年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポー</p>	<p>県 費</p>

	<p>ト融資として総額 3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模</p>				<p>ト融資として総額 3,400,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	企業サポート融資に係るものについては55%以内				企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行	平成21年度から平成29年度まで		平成30年度から平成38年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行	県 費

	<p>ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円</p>	<p>平成22年度から平成29年度まで</p>		<p>平成30年度から平成39年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円</p>	<p>県 費</p>

	<p>の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受け</p>	<p>平成23年度から平成29年度まで</p>		<p>平成30年度から平成40年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受け</p>	<p>県 費</p>
---	--	-------------------------	--	-------------------------	--	------------

	た保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				た保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用	平成24年度から平成29年度まで		平成30年度から平成41年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用	県費

	<p>促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>				<p>促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額	平成25年度から平成29年度まで		平成30年度から平成42年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額	県 費

	<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受け</p>				<p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受け</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	た保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				た保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資し	平成26年度から平成29年度まで		平成30年度から平成43年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資し	県 費

	<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>				<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	援融資に係るものについては65%以内				援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企	平成27年度から平成29年度まで		平成30年度から平成44年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企	県 費

	業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円	平成28年度から平成29年度まで		平成30年度から平成45年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円	県 費

	<p>の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75</p>				<p>の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行っ	平成 29 年度中		平成30年度から平成46年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行っ	県 費

	たことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				たことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート			平成30年度から平成47年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート	県 費

	<p>融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>				<p>融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
県内中小企業者等の成長分野における新技術、新製品の研究開発事業（産業振興事業）に対し助成	80,000			平成30年度から平成31年度まで	80,000	県費 80,000
中小企業人材開発センターの管理について協定を締結	56,909	平成29年度中	13,822	平成30年度から平成32年度まで	43,087	県費 43,087
平成28年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	45,500	平成28年度から平成29年度まで		平成30年度から平成40年度まで	45,500	繰入金 45,500
同上 （平成29年度）	45,500	平成29年度中		平成30年度から平成41年度まで	45,500	繰入金 45,500
同上 （平成30年度）	32,610			平成30年度から平成40年度まで	32,610	繰入金 32,610
緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結	52,704			平成31年度から平成32年度まで	52,704	国庫支出金 52,704
平成21年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	380,500千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成21年度から平成29年度まで		平成30年度から平成31年度まで	380,500千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費

同上 (平成23年度)	313,790千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	平成23年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成33年度まで	313,790千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
同上 (平成24年度)	285,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	平成24年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成34年度まで	285,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
同上 (平成25年度)	280,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	平成25年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成35年度まで	280,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
平成29年度に山梨県信用農業協同 組合連合会等金融機関及び公益社 団法人全国農地保有合理化協会が、 公益財団法人山梨県農業振興公社 に融資した事業資金の損失補償	263,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	平成29年度中		平成30年度から 平成39年度まで	263,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
同上 (平成30年度)	262,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額			平成30年度から 平成40年度まで	262,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
平成11年度融資に係る農業近代化 資金の利子補給	融資限度額 4,000,000千円 の年1.85%以内	平成12年度から 平成29年度まで	13,038	平成30年度から 平成31年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (平成14年度)	融資限度額 4,000,000 千円 の年1.85%以内	平成15年度から 平成29年度まで	2,493	平成30年度から 平成34年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成15年度)	融資限度額 4,000,000 千円 の年1.85%以内	平成16年度から 平成29年度まで	2,861	平成30年度から 平成35年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 4,000,000 千円 の年1.85%以内	平成17年度から 平成29年度まで	372	平成30年度から 平成36年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成19年度から 平成29年度まで	2,465	平成30年度から 平成38年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成20年度から 平成29年度まで	509	平成30年度から 平成39年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成21年度から 平成29年度まで	4,917	平成30年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成22年度から 平成29年度まで	5,869	平成30年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成22年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成23年度から 平成29年度まで	3,366	平成30年度から 平成42年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成23年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成24年度から 平成29年度まで	2,507	平成30年度から 平成43年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成24年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成25年度から 平成29年度まで	3,013	平成30年度から 平成44年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (平成25年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成26年度から 平成29年度まで	2,577	平成30年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成27年度から 平成29年度まで	1,563	平成30年度から 平成46年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成28年度から 平成29年度まで	5,698	平成30年度から 平成47年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成29年度中	3,207	平成30年度から 平成48年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内			平成30年度から 平成49年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内			平成31年度から 平成50年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
平成14年度融資に係る農業近代化資金のうち、畜産公害防止者、生産調整推進対策事業者、新規就農者及び認定農業者に対する利子補給	融資限度額 1,008,000 千円 の年0.7%以内	平成15年度から 平成29年度まで	379	平成30年度から 平成34年度まで	融資残額の年 0.7%以内	県費
平成15年度融資に係る農業近代化資金のうち、畜産公害防止者、生産調整対策事業者、新規就農者及び認定農業者に対する利子補給	融資限度額 1,008,000 千円 の年0.7%以内	平成16年度から 平成29年度まで	560	平成30年度から 平成35年度まで	融資残額の年 0.7%以内	県費

同上 (平成16年度)	融資限度額 1,008,000 千円 の年 0.7%以内	平成17年度から 平成29年度まで	49	平成30年度から 平成36年度まで	融資残額の年 0.7%以内	県費
平成18年度融資に係る農業近代化 資金のうち、認定農業者に対する 利子補給	融資限度額 200,000 千円 の年 0.1%以内	平成19年度から 平成29年度まで	198	平成30年度から 平成38年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 100,000 千円 の年 0.1%以内	平成21年度から 平成29年度まで	54	平成30年度から 平成40年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
同上 (平成22年度)	融資限度額 200,000 千円 の年 0.1%以内	平成23年度から 平成29年度まで	54	平成30年度から 平成42年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
同上 (平成23年度)	融資限度額 200,000 千円 の年 0.1%以内	平成24年度から 平成29年度まで	71	平成30年度から 平成43年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
平成27年度融資に係る農業災害対 策資金の利子補助	融資限度額 100,000 千円 の年 1.0%以内	平成28年度から 平成29年度まで	4	平成30年度から 平成37年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 100,000 千円 の年 1.0%以内			平成30年度から 平成39年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000 千円 の年 1.0%以内			平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
平成16年度融資に係る農村住宅資 金の利子補給	融資限度額 1,100,000 千円 の年 1.75%以内	平成17年度から 平成29年度まで	181	平成30年度から 平成31年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費

同上 (平成29年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成30年度から 平成44年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
平成29年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成30年度から 平成39年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
平成29年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			平成30年度から 平成54年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			平成31年度から 平成55年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
平成7年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,160,000千円 の年0.25%以内	平成8年度から 平成29年度まで	17,099	平成30年度から 平成32年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成8年度)	融資限度額 1,800,000千円 の年0.25%以内	平成9年度から 平成29年度まで	26,627	平成30年度から 平成33年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成9年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成10年度から 平成29年度まで	7,441	平成30年度から 平成34年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費

同上 (平成10年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.4%以内	平成11年度から 平成29年度まで	12,049	平成30年度から 平成35年度まで	融資残額の年 0.4%以内	県費
同上 (平成11年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.55%以内	平成12年度から 平成29年度まで	13,728	平成30年度から 平成36年度まで	融資残額の年 0.55%以内	県費
同上 (平成12年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成13年度から 平成29年度まで	2,141	平成30年度から 平成37年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成13年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成14年度から 平成29年度まで	3,119	平成30年度から 平成38年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成14年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成15年度から 平成29年度まで	681	平成30年度から 平成39年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成15年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成16年度から 平成29年度まで	5,497	平成30年度から 平成40年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年 0.25%以内	平成17年度から 平成29年度まで	1,307	平成30年度から 平成41年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成18年度から 平成29年度まで	2,307	平成30年度から 平成42年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年 0.25%以内	平成19年度から 平成29年度まで	652	平成30年度から 平成43年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費

同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成20年度から 平成29年度まで	1,935	平成30年度から 平成44年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成21年度から 平成29年度まで	3,976	平成30年度から 平成45年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成22年度から 平成29年度まで	4,545	平成30年度から 平成46年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
平成29年度融資に係る農業経営負 担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000 千円の 年1.95%以内			平成30年度から 平成44年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000 千円の 年1.95%以内			平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2 月の雪害を受けた農業者に対する 償還円滑化緊急借換資金の利子補 助	融資限度額 550,000 千円の 年1.0%以内	平成26年度から 平成29年度まで	2,298	平成30年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2 月の雪害を受けた農業者に対する 農業施設復旧支援対策資金の利子 補助	融資限度額 17,300,000 千円 の年1.0%以内	平成26年度から 平成29年度まで	11,684	平成30年度から 平成51年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000 千円 の年1.0%以内	平成27年度から 平成29年度まで	26,770	平成30年度から 平成52年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2 月の雪害を受けた農業者に対する 被災農業者リスクジュール資金の 利子補助	融資限度額 350,000 千円の 年1.0%以内	平成26年度から 平成29年度まで	2,770	平成30年度から 平成44年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する雪害対策経営安定化支援資金の利子補助	融資限度額 2,100,000千円の年1.0%以内	平成26年度から平成29年度まで	904	平成30年度から平成31年度まで	融資残額の年1.0%以内	県費
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	985,898	平成28年度から平成29年度まで	385,164	平成30年度から平成32年度まで	600,734	財産収入 110,486 諸収入 10,470 県費 479,778
平成29年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の年0.18%以内			平成30年度から平成44年度まで	融資残額の年0.18%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 18,000千円の年0.23%以内			平成31年度から平成45年度まで	融資残額の年0.23%以内	県費
平成29年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 338,000千円の年0.17%以内			平成30年度から平成54年度まで	融資残額の年0.17%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 322,000千円の年0.21%以内			平成31年度から平成55年度まで	融資残額の年0.21%以内	県費
平成22年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	3,067,986千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成22年度から平成29年度まで		平成30年度から平成31年度まで	3,067,986千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
同上 (平成23年度)	3,068,657千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成23年度から平成29年度まで		平成30年度から平成32年度まで	3,068,657千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費

同 上 (平成24年度)	3,057,428 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成24年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成33年度まで	3,057,428 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成25年度)	3,039,744 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成25年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成34年度まで	3,039,744 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成26年度)	9,527,657 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成26年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成35年度まで	9,527,657 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成27年度)	8,804,590 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成27年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成36年度まで	8,804,590 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同 上 (平成28年度)	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成28年度から 平成29年度まで		平成30年度から 平成37年度まで	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費

同上 (平成29年度)	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成 29 年度中		平成30年度から 平成38年度まで	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
同上 (平成30年度)	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			平成30年度から 平成39年度まで	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県 費
一般国道140号道路改良工事(甲 府市)について中日本高速道路株 式会社と協定を締結	2,850,000			平成30年度から 平成31年度まで	2,850,000	国庫支出金 1,567,500 県 債 1,154,000 県 費 128,500
一般国道140号道路改良工事(甲 府市)について請負契約を締結	700,000			平成 31 年度	700,000	国庫支出金 385,000 県 債 283,000 県 費 32,000
一般国道139号道路改良工事(大 月市)について請負契約を締結	200,000			平成 31 年度	200,000	国庫支出金 116,600 県 債 75,000 県 費 8,400
一般国道139号道路改良工事(北 都留郡小菅村)について請負契約 を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 34,980 県 債 22,000 県 費 3,020
一般国道 141 号道路改良工事 1 工 区(北杜市)について請負契約を 締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850

一般国道300号灯第2トンネル新設工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	1,600,000			平成31年度から平成33年度まで	1,600,000	国庫支出金 932,800 県債 600,000 県費 67,200
一般国道300号道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	500,000			平成31年度	500,000	国庫支出金 291,500 県債 187,000 県費 21,500
一般国道411号かたなばトンネル設備工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	50,000			平成31年度	50,000	国庫支出金 29,150 県債 18,000 県費 2,850
一般国道411号道路改良工事1工区（甲州市）について請負契約を締結	200,000			平成31年度	200,000	国庫支出金 116,600 県債 75,000 県費 8,400
一般国道411号道路改良工事2工区（甲州市）について請負契約を締結	300,000			平成31年度	300,000	国庫支出金 174,900 県債 112,000 県費 13,100
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	80,000			平成31年度	80,000	国庫支出金 46,640 県債 30,000 県費 3,360
一般国道413号道路改良工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結	200,000			平成31年度	200,000	国庫支出金 116,600 県債 75,000 県費 8,400
一般国道141号道路改良工事2工区（北杜市）について請負契約を締結	30,000			平成31年度	30,000	国庫支出金 13,500 県債 14,000 県費 2,500
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結	100,000			平成31年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000

主要地方道甲府市川三郷線道路改良工事（中央市）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 40,810 県 債 26,000 県 費 3,190
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	200,000			平成 31 年度	200,000	国庫支出金 116,600 県 債 75,000 県 費 8,400
主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 34,980 県 債 22,000 県 費 3,020
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 23,320 県 債 15,000 県 費 1,680
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	200,000			平成 31 年度	200,000	国庫支出金 90,000 県 債 99,000 県 費 11,000
主要地方道河口湖精進線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 31,500 県 債 34,000 県 費 4,500
主要地方道甲府山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 22,500 県 債 24,000 県 費 3,500
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 1 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	2,160,000			平成30年度から 平成31年度まで	2,160,000	諸収入 2,160,000

主要地方道甲斐早川線道路改良工事 2 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	2,160,000			平成31年度から平成33年度まで	2,160,000	諸収入 2,160,000
主要地方道南アルプス公園線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	400,000			平成 31 年度	400,000	諸収入 400,000
一般県道中下条甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	480,000			平成 31 年度	480,000	国庫支出金 279,840 県 債 180,000 県 費 20,160
一般県道県民の森公園線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一般県道塩山停車場大菩薩嶺線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
一般県道三日市場南線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一般県道柵原藤野線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
一般県道鳴沢富士河口湖線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 40,810 県 債 26,000 県 費 3,190

一般県道富士吉田西桂線道路改良 工事1工区（富士吉田市）につ いて請負契約を締結	40,000			平成31年度	40,000	国庫支出金 23,320 県債 15,000 県費 1,680
一般県道富士吉田西桂線道路改良 工事2工区（富士吉田市）につ いて請負契約を締結	150,000			平成31年度	150,000	国庫支出金 87,450 県債 56,000 県費 6,550
一般県道富士吉田西桂線道路改良 工事1工区（南都留郡西桂町）に ついて請負契約を締結	130,000			平成31年度	130,000	国庫支出金 75,790 県債 48,000 県費 6,210
一般県道富士吉田西桂線道路改良 工事2工区（南都留郡西桂町）に ついて請負契約を締結	60,000			平成31年度	60,000	国庫支出金 34,980 県債 22,000 県費 3,020
一般県道遅沢静川線道路改良工事 （南巨摩郡身延町）について請負 契約を締結	100,000			平成31年度	100,000	国庫支出金 45,000 県債 49,000 県費 6,000
一般県道高畑谷村停車場線金井ト ンネル（仮称）新設工事（都留 市）について請負契約を締結	800,000			平成30年度から 平成31年度まで	800,000	国庫支出金 360,000 県債 396,000 県費 44,000
一般国道140号本線・ランプ橋 （仮称）下部工事（甲府市）につ いて請負契約を締結	300,000			平成31年度	300,000	国庫支出金 165,000 県債 121,000 県費 14,000
一般国道140号濁川・平等川橋 （仮称）下部工事1工区（甲府市） について請負契約を締結	380,000			平成30年度から 平成31年度まで	380,000	国庫支出金 209,000 県債 153,000 県費 18,000
一般国道140号濁川・平等川橋 （仮称）下部工事2工区（甲府市） について請負契約を締結	700,000			平成31年度から 平成32年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000

一般国道 139 号小菅橋下部工事 (北都留郡小菅村) について請負 契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
一般国道 139 号上和田 2 号橋 (仮 称) 上部工事 (大月市) について 請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
一般国道 413 号子ッ沢橋 (仮称) 下部工事 (南都留郡道志村) にっ いて請負契約を締結	200,000			平成 31 年度	200,000	国庫支出金 116,600 県 債 75,000 県 費 8,400
一般国道 411 号金運橋 (仮称) 上 部工事 1 工区 (甲州市) について 請負契約を締結	800,000			平成30年度から 平成31年度まで	800,000	国庫支出金 360,000 県 債 396,000 県 費 44,000
一般国道 411 号金運橋 (仮称) 上 部工事 2 工区 (甲州市) について 請負契約を締結	900,000			平成31年度から 平成32年度まで	900,000	国庫支出金 524,700 県 債 337,000 県 費 38,300
一般国道 411 号親川橋上部工事 (北都留郡丹波山村) について請 負契約を締結	120,000			平成 31 年度	120,000	国庫支出金 54,000 県 債 59,000 県 費 7,000
主要地方道市川三郷富士川線富士 橋下部工事 (南巨摩郡富士川町) について請負契約を締結	1,100,000			平成 31 年度	1,100,000	国庫支出金 641,300 県 債 412,000 県 費 46,700
主要地方道甲府昇仙峡線新長潭橋 下部工事 (甲斐市) について請負 契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
主要地方道甲斐早川線古屋敷橋下 部工事 (南アルプス市) について 請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700

一般県道休息山梨線清水橋下部工事（甲州市）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
一般県道日影笹子線山口橋上部工事（大月市）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 23,320 県 債 15,000 県 費 1,680
一般県道高畑谷村停車場線新院辺橋床版工事（都留市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 45,000 県 債 49,000 県 費 6,000
一般国道 139 号電線共同溝工事（富士吉田市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 34,980 県 債 22,000 県 費 3,020
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一般国道 139 号深城橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	130,000			平成 31 年度	130,000	国庫支出金 65,000 県 債 58,000 県 費 7,000
一般国道 140 号鷄冠山大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 75,000 県 債 67,000 県 費 8,000
一般国道 140 号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 50,000 県 債 45,000 県 費 5,000

主要地方道甲府市川三郷線千秋橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
主要地方道甲府韮崎線千松橋補修工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	120,000			平成 31 年度	120,000	国庫支出金 69,960 県 債 45,000 県 費 5,040
主要地方道甲府昇仙峡線新荒川橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
主要地方道市川三郷身延線身延橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 40,810 県 債 26,000 県 費 3,190
主要地方道富士川身延線御座岩 3 号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
主要地方道甲斐早川線信玄橋補修工事（甲斐市、南アルプス市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
主要地方道甲府笛吹線蓬橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
主要地方道韮崎増富線駒井橋補修工事（韮崎市、北杜市）について請負契約を締結	80,000			平成 31 年度	80,000	国庫支出金 46,640 県 債 30,000 県 費 3,360
主要地方道甲府中央右左口線岩窪橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850

主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結	150,000			平成 31 年度	150,000	国庫支出金 87,450 県 債 56,000 県 費 6,550
主要地方道白井甲州線新祝橋補修工事（甲州市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
主要地方道四日市場上野原線与繩橋補修工事（都留市）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
主要地方道笛吹市川三郷線鳥坂橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 29,150 県 債 18,000 県 費 2,850
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 58,300 県 債 37,000 県 費 4,700
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 1 工区（中央市）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 35,000 県 債 31,000 県 費 4,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 2 工区（中央市）について請負契約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 35,000 県 債 31,000 県 費 4,000

一級河川鎌田川基幹河川改修工事 3工区（中央市）について請負契 約を締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 35,000 県 債 31,000 県 費 4,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 4工区（中央市）について請負契 約を締結	80,000			平成 31 年度	80,000	国庫支出金 40,000 県 債 36,000 県 費 4,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事 5工区（中央市）について請負契 約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 30,000 県 債 27,000 県 費 3,000
一級河川藤川基幹河川改修工事 （甲府市）について請負契約を締 結	80,000			平成 31 年度	80,000	国庫支出金 40,000 県 債 36,000 県 費 4,000
一級河川五明川排水機場更新工事 （南アルプス市）について請負契 約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
一級河川間門川改修工事（甲府市） について請負契約を締結	200,000			平成 31 年度	200,000	国庫支出金 100,000 県 債 90,000 県 費 10,000
一級河川古川改修工事（韮崎市） について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
一級河川鎌田川改修工事 1 工区 （甲府市）について請負契約を締 結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 31,500 県 債 34,000 県 費 4,500
一級河川鎌田川改修工事 2 工区 （甲府市）について請負契約を締 結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 31,500 県 債 34,000 県 費 4,500

広瀬ダム管理用制御処理設備更新工事（山梨市）について請負契約を締結	180,000			平成 31 年度	180,000	国庫支出金 62,640 諸収入 23,400 県 債 84,000 県 費 9,960
塩川ダム管理用制御処理設備更新工事（北杜市）について請負契約を締結	180,000			平成 31 年度	180,000	国庫支出金 68,112 諸収入 9,720 県 債 91,000 県 費 11,168
富士川水系堅沢川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系古杣西沢通常砂防工事（北杜市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 30,000 県 債 27,000 県 費 3,000
富士川水系日川通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 30,000 県 債 27,000 県 費 3,000
富士川水系中の入沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
富士川水系日川通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
富士川水系谷津川通常砂防工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000

富士川水系下部川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系芝草沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
富士川水系雨河内川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負 契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
富士川水系戸樋の沢川通常砂防工 事(南巨摩郡南部町) について請 負契約を締結	80,000			平成 31 年度	80,000	国庫支出金 40,000 県 債 36,000 県 費 4,000
富士川水系畔沢川通常砂防工事 (南巨摩郡富士川町) について請 負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	国庫支出金 25,000 県 債 22,000 県 費 3,000
富士川水系東沢通常砂防工事(南 巨摩郡富士川町) について請負契 約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 20,000 県 債 18,000 県 費 2,000
相模川水系テントウ沢通常砂防工 事(大月市) について請負契約を 締結	70,000			平成 31 年度	70,000	国庫支出金 35,000 県 債 31,000 県 費 4,000
富士川水系不動沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締 結	100,000			平成 31 年度	100,000	国庫支出金 55,000 県 債 40,000 県 費 5,000
富士川水系和入沢火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締 結	30,000			平成 31 年度	30,000	国庫支出金 16,500 県 債 12,000 県 費 1,500

富士川水系向沢火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 22,000 県 債 16,000 県 費 2,000
富士川水系増富沢火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	国庫支出金 22,000 県 債 16,000 県 費 2,000
松山地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県 債 25,000 県 費 3,500
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	50,000			平成 31 年度	50,000	負担金 5,000 国庫支出金 22,500 県 債 20,000 県 費 2,500
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県 債 25,000 県 費 3,500
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎市）について請負契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	負担金 3,000 国庫支出金 28,500 県 債 25,000 県 費 3,500
横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県 債 17,000 県 費 2,000
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	40,000			平成 31 年度	40,000	負担金 2,000 国庫支出金 19,000 県 債 17,000 県 費 2,000

都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	105,000			平成 31 年度	105,000	負担金 17,000 国庫支出金 57,750 県 債 27,000 県 費 3,250
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	225,000			平成 31 年度	225,000	国庫支出金 131,175 県 債 84,000 県 費 9,825
都市計画区域マスタープラン改定業務について委託契約を締結	4,663			平成 31 年度	4,663	県 費 4,663
県営住宅の管理について協定を締結	2,607,188	平成28年度から平成29年度まで	1,023,713	平成30年度から平成32年度まで	1,583,475	使用料 1,545,477 国庫支出金 33,166 財産収入 726 諸収入 4,106
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅の管理について協定を締結	80,637	平成28年度から平成29年度まで	31,616	平成30年度から平成32年度まで	49,021	国庫支出金 48,873 財産収入 22 諸収入 126
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）について請負契約を締結	382,000			平成 31 年度	382,000	国庫支出金 162,000 県 債 218,000 県 費 2,000
県営住宅東山梨団地改修工事（山梨市）について請負契約を締結	397,000			平成 31 年度	397,000	国庫支出金 169,000 県 債 225,000 県 費 3,000
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）の監理業務について委託契約を締結	8,000			平成 31 年度	8,000	国庫支出金 3,000 県 費 5,000
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の設計業務について委託契約を締結	60,000			平成 31 年度	60,000	国庫支出金 25,000 県 債 34,000 県 費 1,000

県営住宅東山梨団地改修工事（山梨市）の監理業務について委託契約を締結	10,000			平成 31 年度	10,000	国庫支出金 4,000 県 費 6,000
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,354			平成 31 年度	2,354	使用料 2,354
ゆずりはら青少年自然の里の管理について協定を締結	167,085	平成28年度から平成29年度まで	66,282	平成30年度から平成32年度まで	100,803	使用料 11,100 県 費 89,703
県立図書館の管理について協定を締結	323,611	平成 29 年度中	80,089	平成30年度から平成32年度まで	243,522	県 費 243,522
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	379,163	平成28年度から平成29年度まで	149,038	平成30年度から平成32年度まで	230,125	県 費 230,125
自動車保管場所証明関係手続きに係るマルチペイメントネットワークシステムの導入について委託契約を締結	4,558			平成 31 年度	4,558	県 費 4,558
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	237,211			平成31年度から平成36年度まで	237,211	県 費 237,211

地方債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末
及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	平成28年度 末 現 在 高	平成29年度末 現 在 高 見 込 額	平成30年度中増減見込み		平成30年度末 現 在 高 見 込 額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	558,851,700	548,224,283	43,367,000	48,222,195	543,369,088
(1) 土 木	369,624,630	361,831,586	32,151,000	31,573,184	362,409,402
(2) 農 林 水 産	113,646,963	110,947,888	6,602,000	9,485,442	108,064,446
(3) 教 育	35,369,042	32,698,357	1,446,000	3,992,900	30,151,457
(4) 公 営 住 宅	12,374,814	11,916,300	470,000	1,164,591	11,221,709
(5) 社 会 労 働	10,711,229	10,969,160	2,624,000	822,328	12,770,832
(6) 衛 生	18,663	100,394		7,394	93,000
(7) 庁 舎	173,856	144,880	54,000	28,976	169,904
(8) そ の 他	16,932,503	19,615,718	20,000	1,147,380	18,488,338
2 災 害 復 旧 債	3,345,898	3,746,565	1,540,000	414,433	4,872,132
(1) 土 木	3,242,486	3,638,711	1,489,000	397,683	4,730,028
(2) 農 林 水 産	97,412	102,475	51,000	16,004	137,471
(3) そ の 他	6,000	5,379		746	4,633
3 そ の 他	411,676,527	416,470,445	24,204,000	25,389,363	415,285,082
(1) 転 貸 債	15,407		4,000		4,000
(2) 減 税 補 填 債	5,368,634	4,566,681		801,953	3,764,728
(3) 臨 時 税 収 補 填 債	278,146				
(4) 臨 時 財 政 対 策 債	351,758,467	353,035,552	20,629,000	20,796,858	352,867,694
(5) 退 職 手 当 債	9,287,920	10,834,600	2,000,000	453,320	12,381,280
(6) 減 収 補 填 債 (特 例 分)	13,774,032	18,954,040		377,992	18,576,048
(7) 病 院 債	31,193,921	29,079,572	1,571,000	2,959,240	27,691,332
合 計	973,874,125	968,441,293	69,111,000	74,025,991	963,526,302

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額9,160,000千円を含む。

